

情報法学入門第9回

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

第1条

都道府県公安委員会による援助的措置等を定めることにより
世界全体の問題な気もするが、いちおう都道府県単位

電気通信回線

無線通信は入らないんじゃないかとする人もいるが、少数

不正アクセス行為の禁止

第3条

第2項の二

他人のIDとパスワードを使ってなりすまし、ネットワークにアクセスする行為を不正アクセスとしている。

第2項の三

セキュリティホールへの攻撃について

第8条

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

軽いのでは？という意見も

侵入されたシステムの規模・重要性による罰則の差がない

セキュリティホールを攻撃

そこそこの知識がある奴が多い。

ログを消される

どうする？

* 電子計算機等損壊業務妨害罪 (2 3 4 条の 2)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%59%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_RECNO=6724

を参照。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ウィルス

破壊行為や妨害を行わない(かんたんな挨拶とかしかでない)ものを処罰できるか？

アクセス後の行為について

あまり規制がない

助長行為の禁止(第 4 条)

ID やパスワードを他人に漏らした場合は 3 0 万円以下の罰金(第 9 条)

第 5 条

管理者に対するセキュリティー対策の努力義務(罰則は無い)

放送と通信の融合、多様化

iモード、地上波TV、ケーブルTV、BS・CS放送
放送大学、遠隔授業(予備校のサテライトシステムなど)
放送、通信の多様化、境界線が曖昧に。

1. 放送と通信

(1) 放送

定義 放送法 2 条 1 2 項

『公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信』

つまり、有線放送、CATVはこの定義から外れる

情報の送り手：情報の受け手 = 1：不特定多数

(2) 通信

「電気通信」の定義 電気通信事業法 2 条

『有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること』

(3) 融合

送り手：受け手 = 1：特定多数 (CATV CS放送)

(4) コモンキャリア(電気通信事業者)

通信内容に責任を負わない

* インターネット

プロバイダーを規制すると有効 でも電気通信業者 どうするか？